

『教育心理学研究』 投稿規程

2014年3月9日改定

2015年6月28日改定

2016年1月24日改定

2020年11月14日改定

1. 本誌に掲載される論文は、教育心理学に関する未公開の論文とする。なお、未公開の論文とは、過去に国内外の査読付き雑誌（査読付き紀要を含む）または書籍（電子書籍を含む）に掲載されていない論文を指す。国内外の学会における口頭発表、機関リポジトリで電子的に公開した学位論文、および各種研究助成費による研究報告書に掲載された内容を論文化した投稿は可とする。査読付きでない紀要に掲載された論文の投稿は、新たな内容の追加があれば投稿を可とする。
2. 投稿論文は、原著論文と展望論文の2種類とする。
3. 論文の投稿にあたり、その第一著者は本学会会員であることを要する。なお、共著者は非会員であっても可とする。
4. 投稿論文と内容的に特に関係の深い、同一著者による既公開論文（著書や印刷中のものも含む）がある場合には、投稿の際に添付すること。その際、著者名や所属、掲載誌がわかる記述は削除すること。
5. 『教育心理学研究』に投稿したのち、取り下げまたは不採択となった、投稿論文と内容的に特に関係の深い、同一著者による論文がある場合には、その論文を添付すること。
6. 論文投稿後、論文の取り下げをする場合、理由を明記した文書により取り下げの意思を編集委員会に申し出ること。なお、印刷等の出版作業に移行している原稿については、取り下げによって生じる費用は著者が負担する。
7. 審査の結果、「再審査」となった論文は、その後6ヶ月以内に再投稿がなされなかった場合、自動的に取り下げと見なす。この期間中に著者から取り下げ手続きがとられない限り、投稿は継続中と見なす。
8. 本誌と他の学術雑誌に同一内容の論文を重ねて投稿することは認められない。二重投稿が判明した時点で受稿、審査、採択を取りやめるものとする。
9. 論文を投稿する際に、利益相反に関連する事項の有無、および、利益相反に関連する事項がある場合にはその内容を申告すること。
10. 採択後の修正は原則として禁止する。
11. 採択論文の印刷に要する費用は、原則として本学会の負担とする。
12. 所定の頁数を超える分の印刷費用は著者の負担とする。また、特別な図版、写真等の印刷費用については著者の負担とすることがある。

13. 著者に抜刷 20 部を贈呈する。それを超える分の費用は著者の負担とする。
14. 本誌に掲載された論文の原稿は返却しない。